

普及指導員資格試験における旧姓（旧氏）の取扱いについて

農林水産省所管法令の規定に基づく申請、届出、通知等において、旧姓併記を希望する場合には、旧姓を併記することができます。普及指導員資格試験においては、合格証書に限り旧姓を併記することが可能です。

本取扱いは、合格証書の記載氏名に限った特例であり、その他の手続や書類（受験票等）には適用されません。合格証書の記載氏名に旧姓併記を希望される場合であっても、その他の手続や書類（受験票等）は改姓後の氏名（単記）となりますのでご注意ください。

< 旧姓併記・単記の取扱い一覧 >

本試験における改姓又は改名を証明する公的書類の要否は、最終学校等卒業（修了）証明書に記載された氏名と、願書に記載された氏名が一致しているかどうかにより判断します。

例 旧 姓：農林 花子 改姓後の姓：水産 花子 の場合

最終学校等卒業（修了）証明書の氏名が【旧姓】の場合

	合格証書に改姓後の氏名（単記）を希望する場合	合格証書に旧姓併記を希望する場合	合格証書に旧姓(単記)を希望する場合
願書提出時に記載する氏名	改姓後の氏名（単記） 例：水産 花子	改姓後の氏名（単記） 例：水産 花子	旧姓（単記） 例：農林 花子
注意事項	改姓後の氏名で願書提出 「改姓又は改名を証明する公的書類」の提出が <u>必要</u> 。	改姓後の氏名で願書提出 「改姓又は改名を証明する公的書類」の提出が <u>必要</u> 。 願書【表紙】の「合格証書に旧姓併記を希望する」欄にチェックを入れる。	改姓前の氏名で願書提出 「改姓又は改名を証明する公的書類」の提出は <u>不要</u> 。
受験票に記載される氏名	改姓後の氏名（単記） 例：水産 花子	改姓後の氏名（単記） 例：水産 花子	旧姓（単記） 例：農林 花子
	口述試験受験時に、合格証書に記載される氏名について試験担当官の指示従い確認を行う。		
合格証書に記載される氏名	改姓後の氏名（単記） 例：水産 花子	改姓後の氏名に旧姓を併記 例：水産（農林） 花子	旧姓（単記） 例：農林 花子